

緊急 お知らせ

平成 24 年 4 月

会 員 各 位

平成 24 年 3 月 30 日、参議院本会議にて、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案」及び「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、新エコカー減税について、自動車取得税及び自動車税については平成 24 年 4 月 1 日から、自動車重量税については平成 24 年 5 月 1 日から適用されることが確定しましたので、取り急ぎお知らせ致します。

平成 24 年 5 月 1 日以後に「自動車検査証の交付等」を受ける自動車については、自動車重量税の税率引下げが行われます。

なお、会員の皆様におかれましても、車検入庫の際などにおいて、5 月 1 日以後に重量税の引下げが行われる旨を説明いただきますようお願い致します。

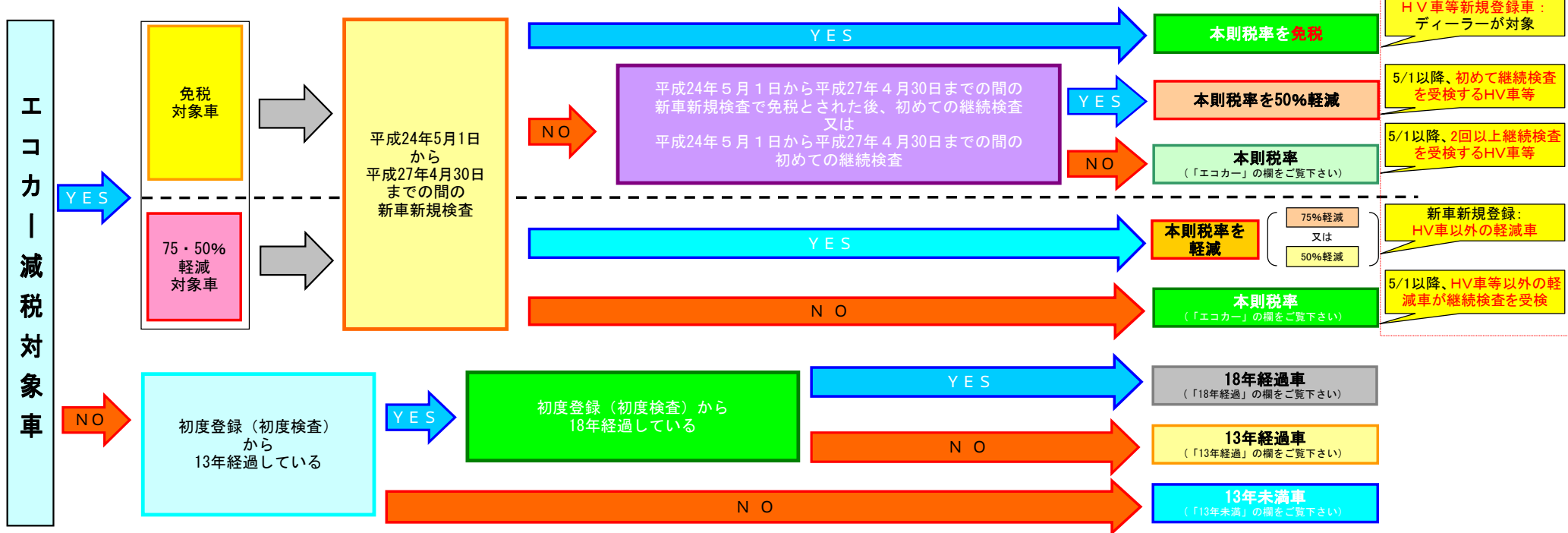
留意事項

1. 平成 24 年 5 月 1 日からの自動車検査証更新手続（継続検査等）の際に新自動車重量税額が適用となり、平成 24 年 4 月 27 日までに更新手続を行う場合は適用になりません。4 月中に受検される場合、特にご注意下さい。
2. 特に、平成 24 年 5 月 1 日（火）、2 日（水）は自動車検査証更新手続（継続検査等）のため、陸運事務所及び軽自動車検査協会並びに振興会窓口が大変混雑し、また、車検予約が取りにくい状況が発生することが予想されますので、時間的に余裕をもって対処して下さいますようお願いいたします。
3. 5 月以降、印紙の貼り間違いが多発すると思われまます。
会員におかれましては、事前に重量税額を確認の上、窓口混雑解消の為にもご購入下さいます様、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

新税率早見表（A 3 用紙）と平成 24 年度版の自動車重量税減免措置対象車一覧表（冊子）を整備業界 5 月号に同封いたしますので、併せてお知らせ致します。

平成24年度税制改正に伴う自動車重量税の変更について (H24.5.1 ~)

平成24年度税制改正に伴う自動車重量税税率の基本的な考え方 (フローチャート)



解説

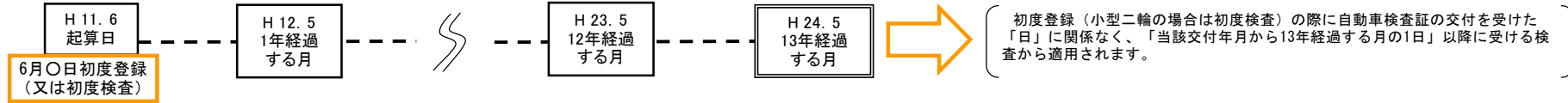
「初度登録(初度検査)から13・18年経過している」年数の考え方

※ 車両の種類により、13・18年経過の考え方が異なりますので、ご注意願います。また、以下は13年経過の例ですが、18年経過の考え方についても、同様となります。

① 登録自動車及び小型二輪の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪の場合は初度検査年月)から12年11箇月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。

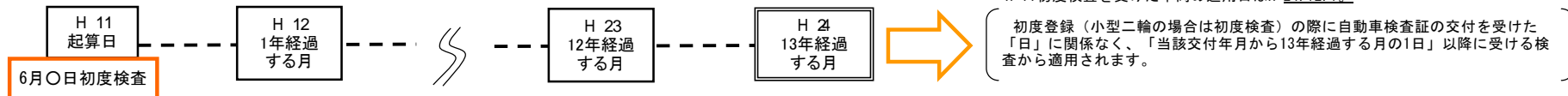
※ 平成11年6月に初度登録(小型二輪の場合は初度検査)を受けた車両の場合の例



② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

原則として、初度検査年から13を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。

※ 平成11年に初度検査を受けた車両の場合の例



重量税の18年・13年超え早見表

18年・13年経過車両（登録車：年月単位、軽自動車：年単位）

■ 登録自動車

申請日（受検日）		初度登録年月			
		18年超		13年超	
平成24年	5月1日～	平成6年	6月以前	平成11年	6月以前
	6月1日～		7月以前		7月以前
	7月1日～		8月以前		8月以前
	8月1日～		9月以前		9月以前
	9月1日～		10月以前		10月以前
	10月1日～		11月以前		11月以前
	11月1日～		12月以前		12月以前
	12月1日～		1月以前		1月以前
平成25年	1月1日～	平成7年	2月以前	平成12年	2月以前
	2月1日～		3月以前		3月以前
	3月1日～		4月以前		4月以前

■ 軽自動車

申請日（受検日）	初度登録年	
	18年超	13年超
平成24年 5月 1日 ） 平成24年11月30日	平成5年以前	平成10年以前
平成24年12月 1日 ） 平成25年11月30日	平成6年以前	平成11年以前

例) H24. 6.15に受検しようとする場合。

■ 登録車

- ・ 初度登録が H 6. 7の登録車は、18年超です。
- ・ 初度登録が H 11. 6の登録車は、13年超です。
- ・ 初度登録が H 11. 8の登録車は、13年未満です。

■ 軽自動車

- ・ 初度登録が H 5年の車は、18年超です。
- ・ 初度登録が H 9年の車は、13年超です。
- ・ 初度登録が H 11年の車は、13年未満です。